



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社モスフードサービス  
代表者名 取締役会長 兼 取締役社長  
櫻田 厚  
(コード：8153 東証第1部)  
問合せ先 取締役執行役員  
経営サポート本部長 福島 竜平  
(TEL. 03-5487-7371)

### 当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入について（詳細決定）

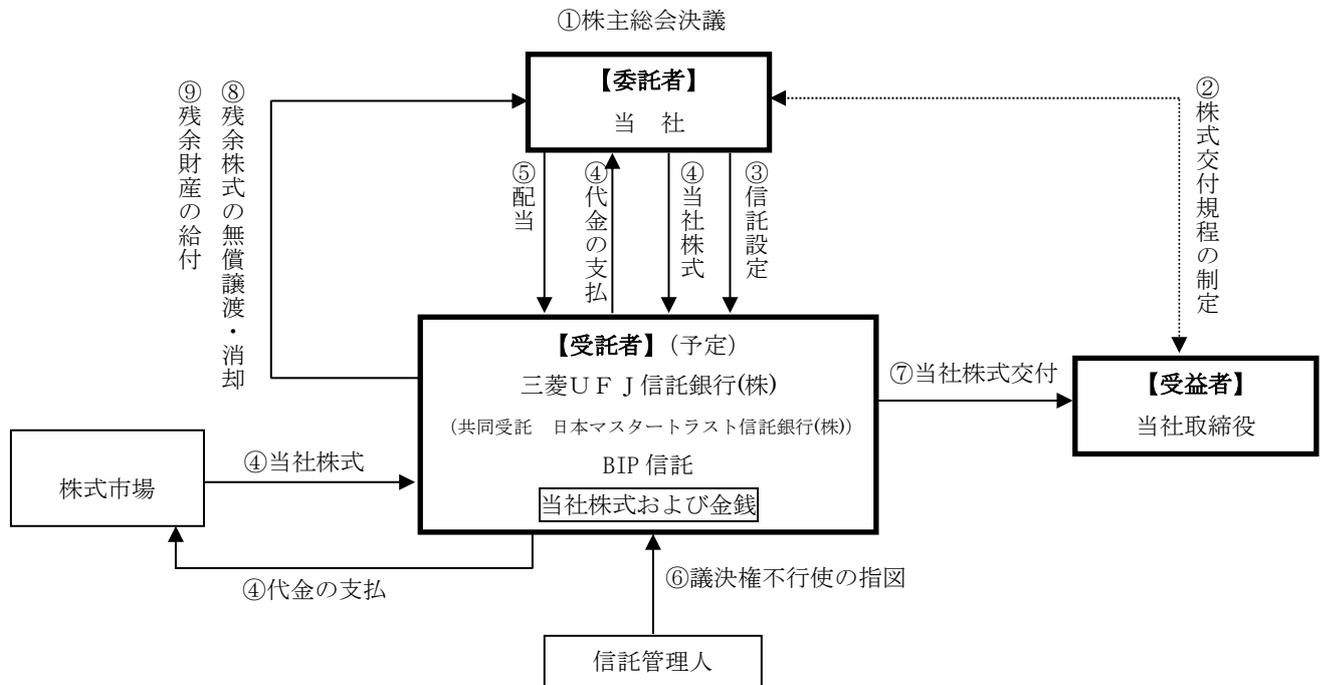
当社は、平成28年2月29日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）へのインセンティブ・プランとして、株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり本制度に関する議案を本年6月28日開催予定の第44回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。本制度の導入に伴い、平成18年6月28日開催の第34回定時株主総会でご承認いただきました当社取締役に対するストックオプション報酬制度は廃止し、今後は、新規のストックオプションの付与を行わないこととします。

#### 記

##### 1. 本制度の目的

- (1) 当社は、当社取締役を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、中期経営計画の会社業績との連動性が高く、かつ透明性および客観性の高い報酬制度として、本制度を導入します<sup>(※)</sup>。
  - (2) 当社取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
  - (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」という。）と称される仕組みを採用する予定です。BIP 信託とは、米国の業績連動型の株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて当社取締役に BIP 信託により取得した当社株式を交付するものです。
- (※) 本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「基本報酬（固定報酬と業績等によって変動する業績報酬および役員賞与によって構成）」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役については、本制度の対象ではなく、社外取締役および監査役報酬は従前どおり、「基本報酬」により構成されます。

##### 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する当社取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、各事業年度の役位および中期経営計画で掲げる業績目標の達成度に応じて、当社取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす当社取締役に対して、その退任時に、当該当社取締役に付与されたポイント数に相当する株数の当社株式が交付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 当社は、本株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という。）※を対象として、各事業年度の役位および中期経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式について役員報酬として交付を行う制度です。

※信託期間の延長が行われた場合（下記（6）参照）には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 本制度の導入にかかる株主総会決議

本株主総会において、当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および取得株式数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。なお、信託期間の延長を行う場合（下記（6）参照）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

当社取締役には、その退任後に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該当社取締役が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式について本信託から交付が行われます。受益者要件は以下のとおりです。

- ①対象期間中に当社取締役として在任していること（対象期間中に新たに当社取締役になった者を含む。）
- ②当社取締役を退任していること※
- ③国内居住者であること
- ④正当な理由に基づき当社取締役を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと
- ⑤下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑥その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、信託期間の延長が行われ（下記（6）参照）、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が当社取締役として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して当社取締役の在任中に当社株式の交付が行われます。

#### (4) 本信託に拠出される信託金上限額

対象期間ごとに当社が本信託に拠出できる信託金の金額は 60 百万円（※）を上限（以下「信託金上限額」という。）とします。

（※）信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

#### (5) 当社取締役に交付が行われる当社株式の算定方法および上限

当社取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、役位および中期経営計画（2016 年度－2018 年度）における業績目標の達成度に応じてポイントが付与されます。（信託期間中に死亡した取締役については、死亡時までの期間に応じたポイントが付与される。）

各当社取締役の退任時（当該当社取締役が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じて 1 ポイントにつき 1 株の当社株式の交付が行われます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの

当社株式数を調整します。対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限（以下「取得株式数上限」という。）は、20,000株とします。この取得株式数上限は、上記（４）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（６）信託期間

信託期間は、平成28年9月1日（予定）から平成31年9月末日（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、信託金上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社取締役に対するポイント数の付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当社取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。以下「残存株式」という。）および金銭以下、残存株式と併せて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は信託金上限額の範囲内とし、残存株式と本信託が追加取得する株式数の合計は取得株式数上限の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある当社取締役が在任している場合には、それ以降、当社取締役に対するポイント数の付与は行われませんが、当該当社取締役に対する当社株式の交付が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（７）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（６）の株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分または株式市場からの取得を予定しております。取得の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、当社取締役の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に当社取締役が付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、信託金上限額および取得株式数上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（８）当社取締役に対する当社株式の交付の方法および時期

受益者要件を満たす当社取締役が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数に相当する数の当社株式について本信託から交付が行われます。

なお、信託期間中に当社取締役が死亡した場合、原則としてその時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、当該当社取締役の相続人が、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

（９）本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（８）により当社取締役へ交付が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（１０）本信託内の当社株式にかかる配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、当社および当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間満了時の残余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考) 信託契約の内容

- |          |                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ②信託の目的   | 当社取締役に対するインセンティブの付与                                    |
| ③委託者     | 当社                                                     |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）            |
| ⑤受益者     | 当社取締役のうち受益者要件を充足する者                                    |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦信託契約日   | 平成28年9月1日（予定）                                          |
| ⑧当初信託期間  | 平成28年9月1日（予定）～平成31年9月末日（予定）                            |
| ⑨制度開始日   | 平成28年9月1日（予定）                                          |
| ⑩議決権行使   | 議決権は行使しないものとします。                                       |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式                                                 |
| ⑫信託金上限額  | 60百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                               |
| ⑬帰属権利者   | 当社                                                     |
| ⑭残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- |         |                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。     |

以 上